

令和6年7月10日

令和6年度第4回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和6年7月10日（水曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 浪岡中央公民館 1階大ホール
3. 閉会年月日 令和6年7月10日（水曜日） 午後2時39分

#### 4. 議案

- 議案第21号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第22号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第23号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第24号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第25号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
- 議案第26号 農用地利用集積等促進計画の作成の要請について
- 議案第27号 青森農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第28号 浪岡農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第29号 相続税の納税猶予に関する証明書の交付について
- 議案第30号 農作業標準労賃等に関するアンケートの実施について
- 報告第12号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
- 報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について
- 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第15号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付について

#### 5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 安部 浩一	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 建秀	5番 木村 孝芳	6番 工藤 隆志
7番 窪寺 洋志	8番 齊藤 光朗	9番 澤田 今日一
10番 中村 美喜雄	11番 成田 貴吉	12番 西澤 清光
14番 野口 友子	15番 福士 修身	16番 堀内 俊春
17番 三上 紘史	18番 安田 昌樹	19番 山田 正樹

#### 6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

13番 西塚 伸		
----------	--	--

#### 7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1番 千島 修	2番 赤田 千草	3番 福士 博人
4番 工藤 隆正	5番 木立 忠徳	6番 風晴 繁雄
7番 山内 洋一	8番 山田 五月	10番 川村 忠則
11番 小泉 作郎	12番 金井 直也	13番 石川 正光

14番 奈良岡 和 也	15番 野 呂 正 幸	16番 石 村 英 康
17番 猪 股 康 行	18番 出 町 鉄 昭	19番 細 川 隆 雄

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

9番 川 村 富 子		
------------	--	--

9. 会議に従事した職員の職氏名

事 務 局 長	小 笠 原 訓 史	事 務 局 次 長	工 藤 哲 也
事 務 局 分 室 長	佐 藤 保	主 幹	相 馬 康 宏
主 幹	古 田 正 之	主 査	山 内 武 志
主 事	齊 藤 諒		

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長より出席委員の報告

在任委員の過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立することをご報告いたします。

では、議長、よろしくお願いいたします。

○議 長 (福士修身会長)

それでは、ただいまから、令和6年度第4回青森市農業委員会月例総会を開会します。

なお、議事録作成のため録音しておりますので、発言の際はマイクを受取ってから発言くださるようお願いいたします。

○議 長 (福士修身会長)

続きまして、議事録署名者を指名いたします。

5番木村孝芳委員、6番工藤隆志委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長 (福士修身会長)

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

○議長（福士修身会長）

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、会期は今日1日と決定いたします。

○議長（福士修身会長）

ただいまより議案審議に入ります。議案第21号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

所有権移転が4件、賃借権設定が6件となります。

個別の内容につきましては、議案書の2ページから4ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。

申請事由としては、譲渡人又は貸人については労力不足のためであり、譲受人又は借人については、経営規模の拡大及び新規就農のためという理由となっております。

これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している「調査書」のとおりとなります。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（福士修身会長）

それでは、2ページの所有権移転 申請番号28番及び3ページの賃借権設定 申請番号31番から34番までの●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうち、ご審議願います。

では、申請者を入場させてください。

（●●●氏 入場）

○議長（福士修身会長）

●●●さん、まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●氏

こんにちは。私は●●●57歳です。15年くらい前に飲食店を辞めまして、それから2、3年経って12年前から蓬田村でいちご栽培を始めました。農地が条件悪かったもので、移転先で自宅に近い青森市安田の方に行きまして、それからだいたい5年くらい経ちます。それと同時にケーキ用のいちごを作っていたのを生食用に変えまして、そちらで品質の良いものを作っています。

今回、私が現在借りている畑の隣接している土地を無償でいただけるということになったので、これを機に申請をしようと思ひまして申請に至りました。

○議 長（福士修身会長）

はい、ありがとうございます。

それでは、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくをお願いします。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議 長（福士修身会長）

はい、秋谷委員をお願いします。

○1 番（秋谷進委員）

1番秋谷といます。●●さん本日はご苦労様です。2点程お伺いします。

まず、1点目ですね。いちご作りをハウスと露地と分けてやるようですが、両方やる理由、ハウスであればハウスだけ、露地であれば露地だけという考えもあるんですけども、今回●●さん両方に分けてやるようですので、分けてやる最大の理由をお知らせ願いたい。

あと1点ね。●●さんいちご作りを頑張ってきたようですが、一番栽培上気をつけてやらなければならないことは何か、考えていることをお知らせください。よろしくお願いします。

○●●●氏

露地とハウスのことですが、今回、私の農地に隣接した土地、ちょっと狭いものでハウスをそこに建てていちごを栽培するには、利便性があまりにも悪いもので、今回いただける土地は露地にする。私自身、露地でやったことがないですけども、露地で栽培されている方もいらっしゃるの、露地とハウス、この際なので研究してみようというのが理由です。

2点目、いちご作りで一番気をつけていることは、私の場合とにかく品質です。正直なところを申しますとケーキに使ういちごは姿、形が良ければあとはどうでもいいんです。正直、味が不味くてもいいんです。私が生食に切り替えたのは、味が良いいちごというのは確実に売れると思っているので、味に関するもの、例えば水やりであるとか肥料であるとか、それは常日頃気をつけて栽培しています。

○1 番（秋谷進委員）

ありがとうございました。頑張ってください。

○議 長（福士修身会長）

他にございませんか。

はい、安部委員。

○2 番（安部浩一委員）

2 番安部です。農地のことでお聞きしたいんですけども、5 筆あるうちの 1 筆が購入で 4 筆が賃貸になっていますけれども、4 筆はなぜ今回取得しなかったのかなという疑問と、今後 4 筆に関して購入していく予定ですか。

○●●●氏

賃貸のところですけども、今後ともいただける農地であればいただこうとは思いますが、農地が欲しいわけではないので、私はこのままずっと賃貸でかまわないと思っています。

○2 番（安部浩一委員）

わかりました。

○議 長（福士修身会長）

ほかにごございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議 長（福士修身会長）

それでは、●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

（●●●氏 退場）

○議 長（福士修身会長）

これより、本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（福士修身会長）

はい、木村委員。

○5番（木村芳孝委員）

21号議案ですよね。議案第21号ですよね。2ページの上から3行目と4行目の始め、無償譲渡みたいになっているんだけど、農地をタダであげる感じ。渡人がタダで。ゼロで。

○議長（福士修身会長）

はい、事務局、ご答弁お願いします。

○事務局

はい、お答えいたします。

こちらの無償という記載ですけれども、そのとおり無償で譲渡ということになります。

○5番（木村孝芳委員）

申請番号29番って一町近いじゃないですか。9,592㎡、ほぼ一町歩です。これもゼロなの。

○事務局

はい。

○5番（木村孝芳委員）

理由は労働力不足だけですか。

○事務局

労働力不足と作れないということで、財産を残すよりは作ってくれる方に譲りたいと。

○5番（木村孝芳委員）

要するに持っていたくないってことでしょ。

○事務局

どうですかね。作れないので、誰か作ってくれる人がいるのであればタダで譲りたい。

○5番（木村孝芳委員）

わかりました。

○議長（福士修身会長）

他にございませんか。

それでは本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

次に、議案第 22 号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案は、自己所有農地の転用である農地法第 4 条許可申請が 1 件です。

今回の転用案件について、「転用案件説明」に基づき、ご説明させていただきます。申請の場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。

右上に議案第 22 号 関係資料と記載している資料をご覧ください。

申請番号は 3 番、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請概要については、2 ページ目以降に申請関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページが案内図、4 ページが法務局の地図、5 ページ目が土地利用計画図、6 ページが農地転用計画書、7 ページから 14 ページまでが土地の登記簿、15 ページから 18 ページまでが法人登記簿、19 ページ目が道路占用許可書、20 ページが浪岡農業振興地域整備計画の変更通知書となっております。

それでは 1 ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、申請地は農用地区域内農地であるため、農地転用は原則不許可であるが、不許可の例外事由の一つに、「農用地利用計画において指定された用途に供する場合」という基準があり、本案件は、農用地利用計画において農業用施設用地に指定された農地を農業用施設として利用するものであるため、農用地区域内農地の不許可の例外に該当し、許可をすることができるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。



○議長（福士修身会長）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（福士修身会長）

はい、秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）

事務局にお尋ねします。ジャパンアップルの会社の謄本を見ているんですけども、代表取締役が何人も出るものですかね。お知らせ願いたい。

2点目はジャパンアップル株式会社、今テレビでよく宣伝しています日本農業と関係あるのかわからないか、もしお分かりになれば、その辺もお知らせ願えれば。その2点です。よろしくお願いいたします。

○事務局

まず、代表取締役についてですけれども下線を引いている部分は今もう役員ではない方となります。

18ページをご覧ください。18ページの下の方に代表取締役お二人記載されています。●●様と、●●様、このお二人が代表取締役に現在なっています。

ジャパンアップルと日本農業の関係ですけれども、関連会社となっております。

以上でございます。

○1番（秋谷進委員）

代表取締役は何人もいてもいいものですか。関連会社といえは。

○3番（大柳建秀委員）

すみません。はい、議長。

○議長（福士修身会長）

はい、どうぞ。

○3番（大柳建秀委員）

すみません。知っているものですから。何人いてもかまいません。

○事務局

ありがとうございます。

○1 番（秋谷進委員）

関連会社とはどういう感じになっている。

○事務局

日本農業と、すみません、もう 1 社出てこないですけども、そこが出資しているという関係です。日本農業さんが出資してできた会社です。

○1 番（秋谷進委員）

日本農業さんがジャパンアップルに出資しているという事ですか。

○事務局次長

全国で色んな品種、長野とかいろんな地方で、その土地の地方の会社ずつ、日本農業が。

○1 番（秋谷進委員）

地方ごとに会社作って。

○事務局次長

その一つがジャパンアップルになります。

○1 番（秋谷進委員）

なるほどね、青森りんごに目をつけられたわけか。

○事務局次長

大きい会社です。輸出の大きい会社です。

○1 番（秋谷進委員）

わかりました。はい、ありがとうございます。

○議 長（福士修身会長）

ほかにございませんか。

はい、木村委員。

○5 番（木村孝芳委員）

5 番の木村ですけど、7 ページ、8 ページ、9 ページ、10 ページ、14 ページまで登記簿ついているんですけども、その面積が、1,972、452、4,729、1,754、全部足してなんぼになる。1 町歩になる。

○事務局

木村委員、51番は1,972、52番は452、81-1は2,559。11ページ。

○5番（木村孝芳委員）

11ページは4,729じゃないの。

○事務局

その下です。

○5番（木村孝芳委員）

2,559。

○事務局

一番新しい面積は2,559。82-1は593。

○5番（木村孝芳委員）

トータルはなんぼになるの。

○事務局

トータルは1ページ目にありますように5,576㎡です。

○5番（木村孝芳委員）

5,576、5反歩ちょっと。

○事務局

そうです。

○5番（木村孝芳委員）

5反歩ちょっとの土地に7ページの一番前に根抵当権が入っているでしょ。農協の極度額が入っています。極度額が1,300万ちょっと。わかります。

○事務局

1の抵当権は抹消されていますよ。

○5 番（木村孝芳委員）

抹消はしているんだけど、まず聞いてください。全部足して、今のところ 1,325 万の極度額設定されているでしょ。わかります。5 反歩前後の土地に農協が担保として最大 1,300 万稼ぐということが示されているわけですよ。わかります。

それが、ジャパンアップルになった途端、3 億 8,000 万になっているんですよ。3 億 8,800 万。同じ土地がですよ。担保に入れているわけですよ。政策都市銀行から浪岡に。空港の前の土地ってそんなに高いところなの。担保として過大だと私は思うんだけど、政策都市銀行で金が余っているなら別にいいと思うんだけど。そういうこと考えたことがあります。

○事務局

1 筆でこの額なのか、他の土地を合わせての共同担保なのかわからないので、何とも言えないですけれども。

○5 番（木村孝芳委員）

これを見る限りでは、当該農地に関しては 3 億 8,000 万の担保が入っている。わかります。

○事務局

おっしゃっていることは。

○5 番（木村孝芳委員）

通常考えるにあたって、あんな山のごく一部の土地が 3 億とか 4 億近い金になると考えられない、私は。事務局は、普通だと思いますか。

○事務局

今転用するのにあたっては、そこまでは、転用のダメな要件には当たらない。転用する際の観点には当たらないのではないかと考えていますけれども。

○5 番（木村孝芳委員）

当該農地として同じだ。転用するかしないかというのは、そこに抵当ついてるんですよ。3 億 8,000 万の。

○事務局

抵当は。

○5 番（木村孝芳委員）

担保として差し出しているわけですよ。

○事務局

金融機関の方で、抵当つけたということであって、こちらはそれの良い悪いの判断はできない。

○5 番（木村孝芳委員）

良い悪いを聞いているんじゃない。例えば5反歩弱の山の土地が仮にそこだけだとすれば、4億近い金になるのかと聞いている。あなたの常識で。

事務局の審査にあたって、常識的な考えていけば、その土地が5反歩弱で4億の価値があるかどうか私は聞いているんですよ。

○事務局

それは判断していませんけれども、常識的に考えれば、そんなに価値はあるわけじゃないでしょうね。

○5 番（木村孝芳委員）

わかりました。いいですよ。

○議 長（福士修身会長）

他にございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議 長（福士修身会長）

本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議 長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議 長（福士修身会長）

次に、議案第23号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

## ○事務局

本案は、農地の転用を目的とした農地法第5条の許可申請が2件であり、その内訳は、所有権移転が2件となっております。

申請場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。

それでは、右上に「議案第23号 関係資料①」と記載している資料をご覧ください。

申請番号10番、申請地は2筆、譲受人、譲渡人、及び転用目的は記載のとおりです。

2ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が案内図、4ページ目が法務局の地図、5ページ目が土地利用計画図、6ページ目が農地転用計画書、7、8ページ目が土地の登記簿、9から11ページ目が法人登記簿、12ページ目が候補地比較検討表、13ページ目が青森農業振興地域整備計画の変更通知書となっております。

それでは1ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、申請地は、支所機能を有する青森市高田情報コーナーからおおむね500m以内の範囲に位置するため、第2種農地と判断されます。

第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺のほかの土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないが、当該申請は、申請者が自社用及び社員駐車場にすることを目的とした転用であり、周辺にある非農地の土地についても検討したが、申請地のほかに自社用及び社員駐車場に供する土地がなかったことから、第2種農地の基準である代替性がない場合に該当し、許可をすることができると判断されます。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

続いて、右上に「議案第23号 関係資料②」と記載している資料をご覧ください。

申請番号11番、申請地は1筆、譲受人、譲渡人及び転用目的は記載のとおりです。

申請概要については、2ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が位置図、4ページ目が法務局の地図、5ページ目が土地利用計画図、6ページ目が農地転用計画書、7ページ目が土地の登記簿、8、9ページ目が法人登記簿、10ページ目が浪岡川土地改良区への農用施設使用承認申請書、11ページ目が浪岡川土地改良区からの意見書、12ページ目が宅地建物取引業者免許証となります。

それでは1ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、申請地は「都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている」ところの「第一種低層住居専用地域」にあるため、転用が原則可能となる第3種農地と判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

○議長（福士修身会長）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（福士修身会長）

次に、議案第 24 号及び第 25 号は関連がありますので一括審議の議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が 4 件、利用権設定が 6 件の合計 10 件であります。

個別の内容につきましては、所有権移転の案が 7 ページ、8 ページ、利用権設定の案が 9 ページから 18 ページに記載しております。

これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、議案第 25 号につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、当該利用集積計画（案）決定後における、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められているものであります。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長（福士修身会長）

それでは、7 ページの所有権移転 申請番号 24 番の審議を行うにあたり、福士博人推進委員が議事参与の制限を受けますので、福士推進委員の退席を求めます。

（福士博人推進委員 退席）

○議 長（福士修身会長）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議 長（福士修身会長）

当該申請についてご異議ございませんか。

○事務局

（異議なし）

○議 長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

福士推進委員を入場させてください。

（福士博人推進委員 入場）

○議 長（福士修身会長）

これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議 長（福士修身会長）

それでは、本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。



○各委員  
(異議なし)

○議長(福士修身会長)  
ご異議なしと認め、当該計画等は決定いたします。

○議長(福士修身会長)  
次に、議案第26号を議題とします。  
事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局  
本案は、農地中間管理機構が利用権の設定を受けている農地について、貸し手と機構との契約はそのまま、借り手のみを変更するに当たり、農業委員会が、農用地利用集積等促進計画の作成を機構に要請し、最終的には、県知事が計画を認可・公告することになるものであります。

本案の農用地利用集積等促進計画(案)は利用権設定が2件であり、個別の内容につきましては、19ページに記載のとおりであります。

これら農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしていると判断しております。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福士修身会長)  
これより当該申請について審議を行います。  
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員  
(意見なし)

○議長(福士修身会長)  
それでは、本案について、農用地利用集積等促進計画の作成を青森県農地中間管理機構に要請することにご異議ございませんか。

○各委員  
(異議なし)

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（福士修身会長）

次に、議案第 27 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案につきましては、担当課である農業政策課からご説明いたします。

○議長（福士修身会長）

それでは、青森農業振興地域整備計画の変更案について、説明をお願いいたします。

○農業政策課 相馬主査

農業政策課相馬です。私から説明させていただきます。

議案第 27 号青森農業振興地域整備計画変更案の資料を説明させていただきます。

お手元の議案第 27 号関係資料の青森農業振興地域整備計画の変更案でございますが、表紙をめくっていただいて、1 ページ目が、今回の変更部分抜粋です。表が見にくいので、2 ページ目が横書きで表だけ拡大したものになりますが、今回の変更は浜館地区で農用地区域からの除外になります。

3 ページ目が農用地利用計画附図になります。赤や黄色で塗りつぶされているのが「農用地区域」として指定された土地であり、紫の斜線部分が今回の除外地となっております。

次のページをご覧ください。

青森農業振興地域整備計画変更案の資料になります。

農用地利用計画以外の変更はなく、整理番号 青森 - 1 の除外については、所在地は大字田屋敷字下り松●●●と●●●の 2 筆、現況は原野、農用地利用計画で農地の指定。申出者は●●●●、変更理由は診療所の建設となります。

整理番号 青森 - 2 の除外については、青森 - 1 の除外と関連しており、青森 - 1 の北側隣接地の大字田屋敷字下り松●●●の 1 筆。これも現況は原野、農用地利用計画で農地の指定。変更理由は青森 - 1 の除外により、農用地区域の集団から離されて飛び地として残るうえ、農用地の要件に該当しないためです。

次のページをご覧ください。

5 ページ目が青森 - 1 の変更申出の概要、6 ページ目が配置計画図、7 ページから 9 ページ目が現況写真となります。場所は浜館 5 丁目付近の市道沿いにあるレストラン、ドラッグストア付近

の土地です。5 ページの概要に戻りまして、当該土地を選定した理由ですが、洪水ハザードマップにより、水害リスクの低い土地であること、公共病院施設及び既存クリニックとの立地バランスや将来性、利便性を鑑み、周産期医療体制、救急医療に適していることから選定されたものです。

10 ページから 11 ページ目が審査表です。青森 - 1 と 2 とともに、登記地目が原野、現況地目も原野であり、以前より農地として利用されておらず、今後も農地としての利用は見込めないことから、「農業振興地域内にある農用地等及び農用地等とすることが適当な土地」には含まれないと判断しております。

以上で青森農業振興地域整備計画の変更案の説明を終わります。

○議 長（福士修身会長）

ただいまの農業政策課の説明内容について、質問・意見のある委員は述べてください。

○議 長（福士修身会長）

はい、木村委員、どうぞ。

○5 番（木村孝芳委員）

質問ですけれども、農用地の網がかかったのはいつですか。

○農業政策課 相馬主査

こちら、法律自体ができたのは、45 年度。網自体は 46 年度に振興整備計画を策定しております。

○5 番（木村孝芳委員）

昭和 45 年。

○農業政策課 相馬主査

昭和 46 年度。

○5 番（木村孝芳委員）

昭和 46 年。今は原野だけでも、元々は網がかかったということは、田んぼなんですよ。

○農業政策課 相馬主査

当時は田んぼでありました。

○5 番（木村孝芳委員）

それで、ここ市街化調整区域ですよ。

○農業政策課 相馬主査  
市街化調整区域です。

○5 番（木村孝芳委員）

市街化調整区域の場合、農用地でこの一体が黄色い網がかかっているわけでしょ。

私が聞きたいのは、なぜここだけ網を外すのかということです。外すんだったら、農用地として使えないジャングルになってしまっているところ全部網外すべきじゃないですかということをおしは言いたいですよ。

○農業政策課 相馬主査

農業振興地域整備計画の変更には2パターンありまして、1つ目は、農用地の面積とか、土地利用と農業者の規模など、農業就業人口の規模などの現況及び将来の見通しを調査して、必要に応じて見直す全体見直しと言われるもの、市の農業政策に関わる部分です。

2つ目は農業以外の用途に供する目的で、事業者あるいは所有者からの申請により、法律に基づき除外要件を満たすと判断された場合に除外するもので、随時変更といわれるもので、今回の診療所の建設が随時変更にあたります。

○5 番（木村孝芳委員）

わかりました。

それで、法13条第2項に基づく農用地区域からの除外要件って知っていますよね。

○農業政策課 相馬主査

はい。

○5 番（木村孝芳委員）

これを見ると、第1号1、2、3と3項目あって、1.事業の必要性、2.事業の適当性、3.土地の代替性ってあるんだけど、その中の①②、農用地区域以外の土地に代替する適当な土地がないこと、これをどういうふうに判断したんですか。

○農業政策課 相馬主査

今回の除外ですけれども、法律上13条第2項の現在農地であって、申請者から農地以外の用途で使いたいという除外要件が今言った事業の必要性とか代替性とか言われる部分です。

今回はですね、11ページの審査表をご覧になっていただきたいのですが、法第10条第3項の要件に該当しないということでの除外となっております。第10条第3項には、農用地として適当な土地として法に書かれているのですが、例えば、第1号、集団的に存在する農用地ではないとか、第2号とか記載の部分ありますが、これに該当しないということで、ここはもう農用地と

して適当な土地ではないという判断のもとに除外するものです。

○5 番（木村孝芳委員）

私が県からもらった資料には、次に掲げる要件はすべて満たす場合に限りと書かれていますよ、赤字で。

○農業政策課 相馬主査

第 13 条第 2 項の要件で除外する場合は、この 5 号の要件すべて満たす場合に限り除外ができると判断されるものです。

○5 番（木村孝芳委員）

だから、ここは考慮しないということですか。

○農業政策課 相馬主査

こちらの部分は考慮しないということです。

○5 番（木村孝芳委員）

それともう一つ、農林サイドの話として周産期医療がどうのこうのってそういうのも判断するの。

○農業政策課 相馬主査

事業の必要性とか適当性とか彼らが選定した土地を、なぜこの土地を選定したかという理由も判断はしているのですが、あくまでも事業者さんからの選定した理由ということで今回説明させていただきました。

○5 番（木村孝芳委員）

あなたが説明した中で、周産期医療がどうのこうのってしゃべったところあるじゃない。

○農業政策課 相馬主査

そうですね、申出者の記載があった。

○5 番（木村孝芳委員）

それ、何ページ。

○農業政策課 相馬主査

5 ページですが、一番下の当該土地を選定した理由にそのような記載がございまして、説明さ

せていただきました。

○5 番（木村孝芳委員）

当該土地を選定した理由というのは、これは事業者の選定した理由か。

○農業政策課 相馬主査

そうです。私達の判断は先程説明したとおり、第 10 条第 3 項の要件、農用地として適当な土地ではないという判断で除外と判断したものです。

○5 番（木村孝芳委員）

それともう一つ、平成 13 年に田んぼから原野に地目変更したでしょ。

○農業政策課 相馬主査

登記簿を見れば地目変更されているのが、平成 11 年 3 月という記載がございます。田から原野に。

○5 番（木村孝芳委員）

法務局が勝手にみて、勝手に原野になっているから、それを法務局の権限で地目変更できるけれども、それを農業委員会に対してこういう場合は非農地証明とかそういう照会くるんじゃないですか。

○議 長（福士修身会長）

はい、事務局どうぞ。

○事務局

農地であれば、照会がくる場合はございますけれども、今回の場合は。

○5 番（木村孝芳委員）

今の原野の事を聞いているんじゃないですよ。田んぼから原野になった時の話を聞いているんですよ。

○事務局

一般的には、農地の場合は法務局から照会がくることになっていますが、今の段階ではわかりません。

○5 番（木村孝芳委員）

今そこに並んでいる人は誰も平成 13 年当時、農業委員会の事務局で携わったわけではないから何も言えないとは思いますが。

なんでこういう事を聞いているかという、浜館地区を含めて、私の田んぼも周りも含めて、ほとんどが耕作放棄しているんですよ、仮登記ついて。すべて、関連しているのかと聞いているんですよ。

だから、浜館地区に関しては、木が 20 年 30 年経って山林になっているじゃないですか。市の農林サイドと都市計画の方で話し合いをして剥ぐとか、そういう前向きな話ができないの。

○事務局

都市計画であったり、農業振興地域のお話ですか。

○5 番（木村孝芳委員）

そうですね。兼ね合いがあるじゃないですか。農振と都市計画の線引きの話があるじゃないですか。青森市に関しては、そういう話し合いしているの。

○農業政策課 相馬主査

農振の話からさせていただきます。先程、全体見直しの話をしたと思います。

実は今年、浪岡地区の方を調査していて、来年、再来年青森地区も調査して、その結果必要に応じて、この区域は残すとかあるいは編入必要か除外必要か、そういうのを判断することになるんですけども、その際はもちろん農業委員会事務局サイド、あるいは都市計画サイド、その地区の農業者の意見も聞きながら進めたいと思っていますので、その際はよろしくお願ひします。

○5 番（木村孝芳委員）

わかりました。この件については、もう質問しないけれども、農業振興計画と都市計画の話については、私、櫻田次長にも会って話をしているんですけども、農林サイドと何も話をしていないってしゃべってましたよ。都市計画サイドでわからないってこと。

○農業政策課 相馬主査

わからないっていうのは、病院建設の話。

○5 番（木村孝芳委員）

ジャングルになっている農用地なんて現状あわないじゃないですか。誰が見たって、あそこで田んぼとか畑つくれないでしょ。誰が見たって。それを浜館の市街化にあたって、どれくらい年数経っていると思う。25 年も 30 年も、市としては何もしてこなかったじゃないですか。その事を私は話している。これ以上、話をしません。

○議長（福士修身会長）

ほかにございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

それでは、青森農業振興地域整備計画の変更案について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○議長（福士修身会長）

次に、議案第 28 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案につきましては、担当課である農業政策課からご説明いたします。

○議長（福士修身会長）

それでは、浪岡農業振興地域整備計画の変更案について、説明をお願いいたします。

○農業政策課 相馬主査

それでは、引き続き相馬から説明します。

議案第 28 号の浪岡農業振興地域整備計画変更案の資料を説明させていただきます。

表紙をめくっていただいて、1 ページ目が、今回の変更部分抜粋です。2 ページ目が農用地利用計画附図になります。黄色の農地に指定されている土地の一部を赤の農業用施設用地の区分に変更するもので用途変更になります。

資料の 3 ページ目をご覧ください。

浪岡農業振興地域整備計画変更案の資料になります。

農用地利用計画以外の変更はなく、所在地は北中野字和田●●●と●●●の 2 筆、計 1,869 m<sup>2</sup>



のうち、1,150.46㎡。現況は原野。●●●●氏が、車両及び農機具、肥料を保管するための倉庫の建築を行うため、農地に指定されている土地を農業用施設の区分に変更するというものです。

4 ページ目に変更申出の概要、5 ページ目が配置図、6 ページ目が現況写真となります。

7 ページ目が審査表です。

申出地は農業経営の効率化のため必要な農業用施設であり、用途を指定すべきと判断しました。説明は以上です。

○議長（福士修身会長）

ただいま農業政策課から説明がありましたが、今回の農業振興地域整備計画が変更となった場合の農地転用許可基準について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、説明いたします。

まず、結論から申し上げますが、今回の用途変更は転用可能な案件となります。

まず、農振法第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農業用施設用地として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であるため、農用地区域内農地と判断しております。

農用地区域内農地の転用は原則不許可でとなりますが、例外許可事由の一つに、「農用地利用計画において指定された用途に供する場合」という基準があります。

本案件は、農用地利用計画において農業用施設用地に指定された農地を農業用施設として利用するものであるため、農用地区域内農地の不許可の例外に該当し、許可をすることができるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

説明は以上です。

○議長（福士修身会長）

ただいまの農業政策課及び事務局の説明内容について、質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

それでは、浪岡農業振興地域整備計画の変更案について、ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、そのように決定いたします。  
農業政策課さん大変ありがとうございました。

(農業政策課 退場)

○議長(福士修身会長)

次に、議案第29号を議題とします。  
事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

農地に関する相続税の納税猶予を受けている方は、3年毎に所轄の税務署に対して、継続の届出書と共に、農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている等の証明書」を提出する必要があることから、納税猶予を受けている農地の所有名義人が証明願の申請に至ったものです。

申請に基づき、事務局において農地台帳、農地の状況及び農業所得の税務申告の有無について確認を行った結果、当該農地に関して農業経営を行っているものと判断しております。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福士修身会長)

これより本案について審議を行います。  
質問・意見のある委員は述べてください。

○議長(福士修身会長)

はい、木村委員。

○5番(木村孝芳委員)

今の事務局の説明で、農業経営を引き続き行っているという判断基準って何点あるんですか。

○事務局

はい、お答えいたします。

確認の内容としましては、農地台帳及び航空写真等で過去3年間耕作状況を確認させていただ

いておりまして、市の税務システムにおいても、農業所得があるかないか3年間確認させていただいております。

○5番（木村孝芳委員）

さっき、確定申告って言ったじゃない。

○事務局

確定申告の書類を税情報として、税部門に確認させていただいております。

○5番（木村孝芳委員）

地方税の申告を確定申告って言うんですか。

○事務局

言います。確定申告をするとともに、地方税の申告。

○5番（木村孝芳委員）

確定申告の写しでしょ。

○事務局

確定申告の写しを確認させていただいております。

○5番（木村孝芳委員）

わかりました。それと、農業やっているかどうかって作業委託してやった場合も対象になるの。

○事務局

作業委託も該当いたします。

○5番（木村孝芳委員）

該当になる。相続税だけでなく贈与税も対象になるでしょ。

○事務局

そうなります。

○5番（木村孝芳委員）

その判断基準は、全く同じ。

○事務局

はい、基本的には一緒になります。

○5 番（木村孝芳委員）

わかりました。

○議 長（福士修身会長）

ほかにございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議 長（福士修身会長）

ないようですので、本案について、相続税の納税猶予を受けている農地の所有名義人が、当該農地において農業経営を行っていることを承認し、証明書を交付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議 長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、証明書を交付することに決定いたします。

○議 長（福士修身会長）

次に、議案第 30 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

それでは、事務局より引き続きご説明いたします。

農作業標準労賃等に関するアンケートの実施についてということですが、農作業標準労賃とは何かというところから説明いたします。

お手元の資料、議案第 30 号別添資料の 3 をご覧ください。

別添資料 3、①と②ありますので、今年度現行の農作業標準労賃の表になります。農作業を委託して委託を受けた方に払う賃金の目安としての表になります。

これは農業委員会の方で毎年設定しておりまして、今回の設定にあたりまして、委員の皆さま

及び市内の認定農業者協会の会員の皆さまにアンケートをとりまして、その結果を参考にして標準の労賃表を設定するという流れになります。

では、設定について具体的なものを説明いたします。

別添資料 1、最初の資料の方にお戻りください。別添資料 1 にまとめました。今回のアンケートの実施の時期についてですけれども、来月の 8 月を目途に実施したいと思っています。8 月上旬に依頼文書を委員の皆さまと認定農業者協会会員の皆さまにお送りします。そのアンケートの回答の締切、認定農業者協会の方々には 8 月 31 日締切としてお送りします。委員の皆さんは、9 月の月例総会までに出していただければということで文書をお送りしますので、そちらの方をご覧くださいと思います。

それから、アンケートの対象者については、委員の皆さまと市内の認定農業者協会会員のみなさまになります。委員の皆さま、毎年回答は自筆ということで必ず提出をお願いしておりましたので、今年度もご協力お願いいたします。

それから、過去のアンケートの実施状況はご覧のとおりとなります。

実際お送りしたアンケートの内容の案ですけれども、こちら別添資料の 2 で 4 種類つけております。4 種類の内訳については青森地区と浪岡地区それぞれ 2 種類ずつ。2 種類というのが、委員の皆さま用と、認定農業者の皆さま用の 2 種類、これが青森地区、浪岡地区の 2 種類ずつで計 4 種類となっております。内容については、若干金額が青森地区と浪岡地区で違うのと、委員の皆さまと認定農業者の皆さまの違いは締切くらいなので、基本的には同様となっております。

今年度もこういった形でアンケートの結果をもとに同様な賃金表の方を作成していきたいと思っています。

説明は以上となります。

○議長（福士修身会長）

これより、本案について審議します。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（福士修身会長）

木村委員。

○5 番（木村孝芳委員）

アンケートの 1 ページ目ですけれども、単位が 1 日となっていますけれども、何時間労働を考えていますか。

○議長（福士修身会長）

はい、事務局お願いします。

○事務局

今のご質問、一日何時間労働としているかということですが、ここに関しては明確な決まりはございません。何時間という指定はしていないということになります。

○5 番（木村孝芳委員）

続いて質問しますが、例えば 10 時間で 7,200 円なら最低賃金を下回るじゃない。おかしいじゃないの考え方が。最低賃金は一切考慮しないって事、農業労働者には。人を使ったことがないからわからないんでしょ。

○事務局

時間、明確な指定はないですが、ただ毎年全国の最低賃金みて、それに合わせて設定してはいます。ですので、最低賃金を下回るということはないです。

○5 番（木村孝芳委員）

全国の最低賃金じゃないでしょ。青森県の最低賃金でしょ。

○事務局

国で示している青森県の最低賃金を考慮しています。

○5 番（木村孝芳委員）

だから、8 時間でしょ。時給 900 円として八九 72 で 7,200 円なんでしょ。例えばそれが 10 時間なら、もっと下回っちゃうじゃない、最賃が。

○事務局

あくまでも目安なので、実際のところはちゃんと雇われる方と。

○5 番（木村孝芳委員）

目安わかるけれど、最賃違法を目安としゃべられないじゃない。

○事務局

農業委員会を出す労賃表はあくまでも目安ということで。

○5 番（木村孝芳委員）

農業委員会の作業労賃に関しては、最賃法を考えなくていいって事。

○事務局

それは全然違います。最低賃金に基づいて設定している。ただ、これはあくまでも目安なので、それ以外のところは個人間の了承でお願いしますということです。

○5 番（木村孝芳委員）

わかりました。それともう一つ、私、自分で作業委託したことないからわからないんですけども、それが例えば耕起とかトラクターとか作業あるじゃないですか。それが高い安いわからない場合はわからないと書いていいですか。

○事務局

そうですね。わからない場合はわからないと書いていただいて結構です。

○5 番（木村孝芳委員）

わかりました。

○議 長（福士修身会長）

はい、安田委員。

○18 番（安田昌樹委員）

18 番安田です。事務局さんお願いがあるんですけども、議案第 30 号の資料 3-2、浪岡地区の果樹作業のところに 1 マス、農作業受託でスプレイヤー委託、作業の項目ってつけれるんですか。

○事務局

果樹作業のところ、スプレイヤー委託で、単位 1 日でよろしいですか。

○18 番（安田昌樹委員）

10 時間ですか。8 時間ですか。

○事務局

8 時間で。

○18 番（安田昌樹委員）

お願いします。

○議 長（福士修身会長）

先程、木村委員の方から事務局の方に 1 日何時間だという質問ありましたけれども、この資料

の2ページに1日8時間と書いてございましたので。

○事務局

そうですね。会長ありがとうございます。書いておりました。

アンケートの2ページ、青森地区浪岡地区共通ですけれども、文章のところに、「1日8時間とし、賄い抜きの場合に支払う1日あたりの農作業労賃」ということで書いておりました。

すみません、1日8時間です。

○議長（福士修身会長）

野口さん、いいですか。

○9番（野口友子委員）

1日8時間と書いてあるのを言おうと思ったので。

○議長（福士修身会長）

ほかにございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

それでは、今年度の当該アンケートの実施について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、議案のとおり実施することを決定いたします。

○議長（福士修身会長）

次に、報告第12号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）



○事務局

本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用を目的とした届出が 1 件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

次に、報告第 13 号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内の農地の転用を目的とした所有権移転に関する届出が 8 件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

次に、報告第 14 号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、農地の賃貸借契約の合意による解約が 4 件となっております。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

次に、報告第15号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づく非農地証明で1件です。

なお、非農地証明については、同規定により交付済です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

それでは、その他に移りますが、皆様から何かございますか。

○19番（山田正樹委員）

農作業標準労賃アンケートについて

（マルチロッドとドローン作業の追加を希望）

○2番（安部浩一委員）

マルチロッドとドローン作業について

（事業免許を持った人のみが受託可能）

小面積での新規就農について

（農水省の見解：第1種農地を切り取りした3条申請は不可）

（許可後3年間は農地パトロールの対象地を含めることの提案）

- 3 番（一戸昭憲委員）  
ジャパンアップル園地見学の提案
  
- 5 番（木村孝芳委員）  
ジャパンアップルの共同担保について  
（共同担保の資料も必要ではないか）
  
- 2 番（安部浩一委員）  
ジャパンアップルの共同担保について  
（共同担保の内訳は法務局で確認すればよい）
  
- 事務局次長  
ジャパンアップル園地見学の提案について  
（今後調整する）  
ジャパンアップルの財務状況について  
（親会社である日本農業の四半期毎の決算状況を注視している）
  
- 事務局  
農作業労賃のアンケートについて  
（追加項目について検討する）  
東青地区農業委員会大会と農業会議主催の研修会の案内  
（8月20日（火）13：30からアップルパレス3階 ねぶたの間で開催予定）  
県外視察研修参加募集の案内  
（7月22～23日秋田県・岩手県での研修）
  
- 事務局  
次回の月例総会は、8月9日（金）午後1時から、場所は「柳川庁舎2階大会議室」での開催となりますので、よろしくお願ひします。
  
- 12 番（西澤清光委員）  
月例総会開催場所について  
（8月は冷房設備のある浪岡での開催を検討してほしい）
  
- 9 番（澤田今日一委員）  
月例総会開催場所について  
（開催場所が変わった場合、その後の順序はどうなるのか）

○事務局次長

月例総会開催場所について

(その後の順序も含めて会長と協議し、結果を通知する)

○議長（福士修身会長）

これをもちまして、令和6年度第4回 青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。